

香芝市訓令甲第5号

各 部 課  
各出先機関

香芝市文書取扱規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和5年7月11日

香芝市長 福 岡 憲 宏

香芝市文書取扱規程の一部を改正する訓令

香芝市文書取扱規程（平成3年訓令甲第3号）の一部を次のように改正する。

第21条第1項ただし書を削り、同条第2項を次のように改める。

- 2 前項の規定にかかわらず、庁内文書、電気通信回線を利用して発送する電子文書その他の公印を押印しないことが適当であると認められる文書にあつては、押印を省略することができる。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。